

大規模小売店舗立地法に基づく新設届
「(仮称) アクロスプラザ富沢西 (A街区)」概要

1	大規模小売店舗の名称、所在地	(仮称) アクロスプラザ 富沢西 (A街区)	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷 16-1 外 仙台市太白区富田字京ノ北 67-1 外	
2	大規模小売店舗を設置する者の 氏名 (名称)、代表者、住所	MUL プロパティ株式会社 代表取締役 葛谷 悦敏	名古屋市中区丸の内 3 丁目 22 番 24 号名古屋桜通ビル	
3	大規模小売店舗において小売業 を行う者の氏名 (名称)、代表者、 住所	株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫	福島県郡山市朝日二丁目 18 番 2 号	
		株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水 秀雄	新潟市西区小針四丁目 9 番 1 号	
4	大規模小売店舗の新設をする日	平成 29 年 12 月 25 日		
5	大規模小売店舗内の店舗面積の 合計	5,968.07 m ²		
6	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
①	駐車場の収容台数	駐車場 1	建物外平面	331 台
		合計		331 台
②	駐輪場の収容台数	駐輪場 1	駐車場南側	104 台 (自転車) 34 台 (原付) 8 台 (自動二輪)
		駐輪場 2	敷地西側	10 台 (原付) 16 台 (自動二輪)
		駐輪場 3	敷地北西側	20 台 (自転車)
		駐輪場 4	敷地北東側	48 台 (原付)
		合計		240 台
③	荷さばき施設の面積	荷さばき施設 1	敷地南側	562.48 m ²
		合計		562.48 m ²
④	廃棄物保管施設の容量	廃棄物保管施設 1	計画建物 A 南東側	10.333 m ³
		廃棄物保管施設 2	計画建物 B 南西側	14.241 m ³
		合計		24.574 m ³

7	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項		
①	小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社ヨークベニマル	9:00~22:00
		株式会社トップカルチャー	7:00~翌1:00
②	来客が駐車場を利用することができる時間帯	6:30~翌1:30	
③	駐車場の自動車の出入口の数	3箇所（出入口北側、東側、西側）	
④	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設1	6:00~22:00
8	届出年月日	平成29年4月25日	

大規模小売店舗立地法に基づく新設届
「(仮称) アクロスプラザ富沢西 (B街区)」概要

1	大規模小売店舗の名称、所在地	(仮称) アクロスプラザ 富沢西 (B街区)	仙台市太白区富田字京ノ北 11-1 外	
2	大規模小売店舗を設置する者の 氏名(名称)、代表者、住所	MUL プロパティ株式会社 代表取締役 葛谷 悦敏	名古屋市中区丸の内3丁目22 番24号名古屋桜通ビル	
3	大規模小売店舗において小売業 を行う者の氏名(名称)、代表者、 住所	株式会社マツモトキヨシ 東日本販売 代表取締役 高野 昌司	仙台市青葉区中央二丁目2番24 号	
		株式会社やまや 代表取締役 山内 英靖	仙台市宮城野区榴岡三丁目4番 1号	
		有限会社 ゼル 代表取締役 伊勢 文雄	仙台市若林区沖野六丁目2番27 号	
		東北テレメディア開発株式 会社 代表取締役 渋谷 潤	仙台市若林区大和町二丁目1番 34号	
		未定		
4	大規模小売店舗の新設をする日	平成29年12月25日		
5	大規模小売店舗内の店舗面積の 合計	2,525.20㎡		
6	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
①	駐車場の収容台数	駐車場1	建物外平面	105台
		合計		105台
②	駐輪場の収容台数	駐輪場1	駐車場南側	38台(自転車) 33台(原付) 10台(自動二輪)
		駐輪場2	敷地北西側	12台(自転車)
		駐輪場3	敷地北東側	10台(自転車)
		合計		103台
③	荷さばき施設の面積	荷さばき施設1	敷地南側	701.43㎡
		荷さばき施設2	計画建物C南側	46.55㎡
		合計		747.98㎡
④	廃棄物保管施設の容量	廃棄物保管施設1	計画建物A南側	2.640㎡
		廃棄物保管施設2	計画建物A南側	2.640㎡
		廃棄物保管施設3	計画建物B南側	3.136㎡

		廃棄物保管施設 4	計画建物C南西側	0.892 m ²
		廃棄物保管施設 5	計画建物D東側	0.892 m ²
		合計		10.200 m ²
7	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
①	小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社マツモトキヨシ 東日本販売		9:00~22:00
		株式会社やまや		9:00~22:00
		有限会社 ゼル		7:00~22:00
		東北テレメディア開発株式会社		9:00~22:00
		未定		9:00~22:00
②	来客が駐車場を利用することができる時間帯	6:30~22:30		
③	駐車場の自動車の出入口の数	2箇所(出入口 建物外平面駐車場北側、東側)		
④	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設 1	6:00~21:00	
		荷さばき施設 2	6:00~21:00	
8	届出年月日	平成29年4月25日		

住民説明会の実施状況及び質疑事項等

大規模小売店舗の名称	(仮称) アクロスプラザ富沢西 (A 街区)・(B 街区)
説明会の日時・出席人数	1 回目：平成 29 年 6 月 13 日 (火) 14:00～ 13 名
	2 回目：平成 29 年 6 月 13 日 (火) 18:00～ 6 名
	3 回目：平成 29 年 6 月 14 日 (水) 10:00～ 8 名
説明会の会場	富沢南集会所 (仙台市太白区富沢南一丁目 21 番 5 号)

意見陳述の内容及びそれに対する回答

【第 1 回】

意見陳述の内容及びそれに対する回答等無し

【第 2 回】

No.	意見陳述	回答
1	開店が 12 月となっているが、上旬、下旬のいつ頃になりそうか？	オープンの日まで届出を行ってから 8 ヶ月の制限があり、4 月 25 日に届出を行っているため、8 ヶ月をぴったり待つと 12 月 25 日ということになりますが、意見等が無ければその分はやく仙台市から回答を頂くことができ、日数が減ってくる可能性もあるため、12 月という表現になっています。
2	地元雇用は行う予定か？	現在、現場の前に薦谷書店の広告はあげさせていただいている状況です。雇用に関しては各店舗で積極的に行うことになっておりますが、オープン日が決まらないため正式な公募が出来ていない状態です。

【第 3 回】

No.	意見陳述	回答
1	今回説明した内容は (仮称) アクロスプラザ富沢西の敷地全てか？	説明した内容は (仮称) アクロスプラザ富沢西の A 街区及び B 街区の全てです。
2	荷捌き車両トラックが荷捌きの時間より前に着いてしまって路上駐車を する可能性はあるか？ 一台程度であれば問題ないと思 いますが、路上駐車を する車が複数にな ってしまうと歩道が 無い ため少し危 ないと感じた。路上 駐車の予定が 無い よう です ので 問題 あり ませ ん。	現状では、路上駐車の予定は無く、路上駐車禁止の看板等を設置するということにはなってはおりませんが、テナントの荷さばき車両等路上駐車が無いよう努めていきたいと思 います。

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：交通部会	課名：道路管理課
店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西 A・B街区		
検討経過及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過</p> <p>店舗計画の協議については、交通管理者（宮城県警察本部交通規制課）、交通政策課も含む協議を行った。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 交通障害の有無</p> <p>来退店車両による交通障害の有無について、交通点解析などを行い、周辺交通に影響がないことを確認した。</p> <p>(2) 安全対策に係る指導事項</p> <p>① 来退店の出入り口は左折イン、左折アウトの利用とし、右折防止に区画道路のポストコーンの設置を指導。また、都市計画道路富沢山田線においては、店舗進入への右折レーンの新設及びポストコーンの設置を指導した。</p> <p>② 土地区画整理事業の進捗に伴い店舗オープン時と当該事業の完了との来退店ルートが変わることが予測されることから誘導員の配置及び看板等の設置により安全対策を施すよう指導した。</p> <p><参考図面等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A街区：建物配置図（添付資料番号④） P22 ・ B街区：建物配置図（添付資料番号④） P25 ・ 交通量推計資料（A・B街区共通） <p>図 2-1 計画地周辺道路整備状況の確認【H29 店舗オープン時】 P3</p> <p>図 2-1 計画地周辺道路整備状況の確認【H32 区画整理事業完了後】 P3</p>		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：交通部会	課 名：交通政策課
店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西 (A街区)		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過</p> <p>駐車場について、「大規模小売店舗立地法」及び「駐車場法」等に基づき、協議を行った。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 駐車場の構造等に係る指導事項</p> <p>①駐車場の収容台数が、大店立地法指針値に基づく必要駐車台数を満足すること。</p> <p>②駐車場の収容台数のうち3割以上が2.5m×6m駐車マスとして確保され、そのうち1台以上が身障者用駐車マスとして確保されること。</p> <p>③駐車場の構造等について、駐車場法の基準が適用されること。</p> <p>(2) 安全対策に係る指導事項</p> <p>①駐車場内の安全確保のため、停止ラインが路面標示されること。</p> <p>②歩行者の安全確保のため、歩行者通路が設置されること。</p> <p>③一般車と荷捌き車の出入口が分離されること。</p> <p>④駐車場出入口の管理について、駐車場利用時間終了後に出入口が閉鎖されること。</p> <p><参考図面等></p> <p>・添付資料番号④ 建物配置図：届出の添付書類 P.22</p>		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：交通部会	課 名：交通政策課
店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西 (B 街区)		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 駐車場について、「大規模小売店舗立地法」及び「駐車場法」等に基づき、協議を行った。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 駐車場の構造等に係る指導事項</p> <p>①駐車場の収容台数が、大店立地法指針値に基づく必要駐車台数を満足すること。</p> <p>②駐車場の収容台数のうち 3 割以上が 2.5m×6m 駐車マスとして確保され、そのうち 1 台以上が身障者用駐車マスとして確保されること。</p> <p>③駐車場の構造等について、駐車場法の基準が適用されること。</p> <p>(2) 安全対策に係る指導事項</p> <p>①駐車場内の安全確保のため、停止ラインが路面標示されること。</p> <p>②歩行者の安全確保のため、歩行者通路が設置されること。</p> <p>③一般車と荷捌き車の出入口が分離されること。</p> <p>④駐車場出入口の管理について、駐車場利用時間終了後に出入口が閉鎖されること。</p> <p><参考図面等> ・添付資料番号④ 建物配置図：届出の添付書類 P. 25</p>		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			

部会名：騒音・照明部会	課名：環境対策課
-------------	----------

店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西 (A街区)
-----	-----------------------

検討経過及び内容(住民等の意見に関する検討を含む。)

1. 検討経過
騒音及び照明について、騒音規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づき、協議を行った。

2. 検討内容 ①騒音
(1) 等価騒音レベルの予測結果
総合的な騒音として等価騒音レベルを予測した。

表1 等価騒音レベルの予測結果

予測地点	高さ(m)	用途地域	昼間		夜間		
			等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	
A	1.2	第一種住居地域	43	55	37	45	
	5.0		43		37		
B	1.2		43		39		
	5.0		43		39		
C	1.2		43		37		
	5.0		43		37		
D	1.2		43		39		
	5.0		43		39		
E	1.2		第二種中高層住居専用地域		50		41
	5.0		50		41		
F	1.2	第一種住居地域	43	37			
	5.0		43	37			
G	1.2		44	38			
	5.0		44	38			

⇒ 騒音予測の結果、昼間・夜間とも居住可能な地点において基準以下であり、周辺の居住環境への影響は小さいと考えられる。

(2) 夜間に発生する騒音の最大値予測結果

夜間の騒音レベルの最大値を予測した。夜間も設備機器の稼働及び駐車場を利用する時間帯があり、評価対象となる。予測値は次のとおり。

表2 夜間に発生する騒音の予測値(敷地境界上最大値)

予測地点	高さ(m)	用途地域	騒音レベル(dB)	規制基準(dB)	騒音源
a	1.2	第二種住居地域	45	45	給排気口
b	1.2	第二種住居地域	53		来客車両走行音
B*	1.2	第一種住居地域	→ 38		空調室外機
c	5.0	第二種住居地域	39		来客車両走行音
d	1.2	第二種住居地域	54		空調室外機
D*	1.2	第一種住居地域	→ 43		給排気口
e	1.2	第二種住居地域	35		来客車両走行音
f	5.0		40		空調室外機
g	1.2		54		給排気口
G*	1.2		第一種住居地域		→ 43

※アルファベット大文字の地点は基準を超過した予測地点の道路対向地(保全対象地)

⇒ 設備機器による定常騒音は、予測地点の敷地境界上において夜間の規制基準を下回る予

	<p>測となった。一部の予測地点においては変動騒音で規制基準を上回る地点があったが、それらの道路対向地点（保全対象側）では規制基準を下回った。</p> <p>3. 検討内容 ②照明 夜間照明については周辺環境に配慮された計画となっており、周辺の生活環境への影響は少ないと考える。</p> <p><参考図面等></p> <p>① 騒音について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予測地点（騒音発生源施設・騒音予測地点等位置図）：届出書の添付書類 P23 ・ 予測結果：関係資料 <ul style="list-style-type: none"> P17-18 昼間の等価騒音レベル予測結果、夜間の等価騒音レベル予測結果 P18-19 夜間の騒音レベル最大値予測結果 <p>② 照明について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外照明、広告塔照明等の計画と光害対策：届出書の添付書類 P17 ・ 照度分布図：届出書の添付書類（屋外照明位置図） P24
部会の意見の有無	無し
意見の内容	

分会名：騒音・照明分会	課名：環境対策課
-------------	----------

店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西 (B街区)
-----	-----------------------

検討経過及び内容
(住民等の意見に関する検討を含む。)

1. 検討経過

騒音及び照明について、騒音規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づき、協議を行い H29. 3. 17 協議終了したが、設備機器（室外機）について一部の設置場所を屋上から地上へ変更する旨の連絡があり、再協議を行った。再協議の内容について、以下にまとめた。

2. 検討内容 ①騒音

総合的な騒音として等価騒音レベルを予測した。

表1 等価騒音レベルの予測結果

予測地点	高さ (m)	用途地域	昼間		夜間	
			等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)	等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
A	1.2	第一種住居地域	41	55	25	45
B			40		26	
C		第二種住居地域	41		27	
D			43		31	
E		第一種住居地域	50		36	
F			51		25	
G		市街化調整区域	44		25	
H			46		28	

⇒ 騒音予測の結果、昼間・夜間とも居住可能な地点において基準以下であり、周辺の居住環境への影響は小さいと考えられる。

(2) 夜間に発生する騒音の最大値予測結果

夜間の騒音レベルの最大値を予測。夜間は営業時間外ではあるが、設備機器の稼働及び駐車場を利用する時間帯があり、夜間騒音の評価対象となる。予測値は次のとおり。

表2 夜間に発生する騒音の予測値（敷地境界上最大値）

予測地点	高さ (m)	用途地域	騒音レベル (dB)	規制基準 (dB)	騒音源
(1)	1.2	第一種住居地域	47	45	自動車走行音
A*			→ 37		
(2)			47		
B*			→ 37		
(3)			44		自動二輪車走行音
(4)			40		
(5)			37		
(6)			37		
(7)	45	市街化調整区域	→ 43		
G*	第一種住居地域		43		
(8)		43			

※アルファベットの地点は基準を超過した予測地点の道路対向地（保全対象地）

⇒ 設備機器による定常騒音は、予測地点の敷地境界上において夜間の規制基準を下回る予測となった。一部の予測地点においては変動騒音で規制基準を上回る地点があったが、

	<p>それらの道路対向地点（保全対象側）では規制基準を下回った。</p> <p>3. 検討内容 ②照明 夜間照明については周辺環境に配慮された計画となっており、周辺の生活環境への影響は少ないと考える。</p> <p><参考図面等></p> <p>① 騒音について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測地点（騒音発生源施設・騒音予測地点等位置図）：届出書の添付書類 P26 ・予測結果：関係書類 P20 昼間の等価騒音レベル予測結果、夜間の等価騒音レベル予測結果、 夜間の騒音レベル最大値予測結果 <p>② 照明について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明、広告塔照明等の計画と光害対策：届出書の添付書類 P20 ・照度分布図：届出書の添付書類（屋外照明位置図） P27
部会 の意 見 の有 無	無し
意見 の内 容	

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：廃棄物部会	課名：事業ごみ減量課
店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西 (A街区)		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 廃棄物等に関する処理計画について、「大規模小売店舗を設置するものが配慮する事項に関する指針」等に基づき、協議を行った。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 廃棄物等の排出量等の予測 「大規模小売店舗を設置するものが配慮する事項に関する指針」に基づき、廃棄物の種類ごとに排出量を算出し、保管施設を計画する上での廃棄物等の排出量を適正に予測している。 ※ 廃棄物等の必要保管容量 20.385 m³</p> <p>(2) 廃棄物の減量・リサイクル計画 再資源化の可能なものについては、積極的に資源化に取り組む計画となっている。</p> <p>(3) 廃棄物保管施設の計画 廃棄物等保管施設の設置については、店舗ごとに廃棄物等保管施設を設置する計画であり、排出予測量を十分保管できる計画となっている。 ※ 計画保管施設容量 必要保管容量 24.574 m³ > 20.385 m³</p> <p>(4) 廃棄物の運搬・処理方法等 廃棄物の運搬については、廃棄物保管施設に保管できる容量及び発生量を考慮した収集頻度を計画しており、問題はない。</p> <p>3. 留意すべき事項 特になし</p> <p>4. 協議結果 特に問題なし</p> <p><参考図面等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書の添付書類 「添付資料番号⑨ 荷さばき施設平面図 (P.27)」 「添付資料番号⑩ 建物計画A 廃棄物・リサイクル品保管施設① (平面図、立面図、断面図) (P.28)」 「添付資料番号⑩ 建物計画B 廃棄物・リサイクル品保管施設② (平面図、立面図、断面図) (P.29)」 		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：廃棄物部会	課 名：事業ごみ減量課
店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西 (B街区)		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 廃棄物等に関する処理計画について、「大規模小売店舗を設置するものが配慮する事項に関する指針」等に基づき、協議を行った。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 廃棄物等の排出量等の予測 「大規模小売店舗を設置するものが配慮する事項に関する指針」に基づき、廃棄物の種類ごとに排出量を算出し、保管施設を計画する上での廃棄物等の排出量を適正に予測している。 ※ 廃棄物等の必要保管容量 8.629 m³</p> <p>(2) 廃棄物の減量・リサイクル計画 再資源化の可能なものについては、積極的に資源化に取り組む計画となっている。</p> <p>(3) 廃棄物保管施設の計画 廃棄物等保管施設の設置については、店舗ごとに廃棄物等保管施設を設置する計画であり、排出予測量を十分保管できる計画となっている。 ※ 計画保管施設容量 必要保管容量 10.2 m³ > 8.629 m³</p> <p>(4) 廃棄物の運搬・処理方法等 廃棄物の運搬については、廃棄物保管施設に保管できる容量及び発生量を考慮した収集頻度を計画しており、問題はない。</p> <p>3. 留意すべき事項 特になし</p> <p>4. 協議結果 特に問題なし</p> <p><参考図面等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書の添付書類 「添付資料番号⑪ 荷さばき施設平面図 (P. 32)」 「添付資料番号⑫ 建物計画A 廃棄物・リサイクル品保管施設① (平面図、立面図、断面図) (P. 33)」 「添付資料番号⑬ 建物計画B 廃棄物・リサイクル品保管施設② (平面図、立面図、断面図) (P. 34)」 「添付資料番号⑭ 建物計画C 廃棄物・リサイクル品保管施設③ (平面図、立面図、断面図) (P. 35)」 「添付資料番号⑮ 建物計画D 廃棄物・リサイクル品保管施設④ (平面図、立面図、断面図) (P. 36)」 		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：街並みづくり部会	課 名：都市景観課
店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西 (A街区)		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過</p> <p>計画地は仙台市「杜の都」景観計画による市街地景観のゾーンのうち郊外住宅地ゾーンに位置しており、当該計画に定める基準について協議を行いました。</p> <p>なお、計画建物A(ヨークベニマル)、計画建物B(TUTAYA)については、景観計画区域に係る行為の届出書が提出され、どちらも適合通知を交付しております。それ以外の建物についても、景観計画の基準に適合した計画であると判断します。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>建築計画は、平屋建の5棟で、それぞれ隣接する建物に配慮した外壁色が採用されております。</p> <p>屋外広告物については、屋外広告物条例の規定を満たすことに加え、壁面広告物はシンプルに、独立看板は集約化するなど、景観に配慮された計画となっております。</p> <p>3. 留意事項</p> <p>なし</p> <p><参考図面等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・街並み協議資料 P3～P10 全体鳥瞰パースと各方向からのパース P27 サイン計画配置図 		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：街並みづくり部会	課 名：都市景観課
店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西 (B街区)		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 計画地は仙台市「杜の都」景観計画による市街地景観のゾーンのうち郊外住宅地ゾーンに位置しており、当該計画に定める基準について協議を行いました。 なお、全ての建物は、景観計画区域に係る行為の届出が不要な規模となりますが、景観計画の基準に適合した計画であると判断します。</p> <p>2. 検討内容 建築計画は、平屋建の4棟（うち1棟は届出書提出時点では計画未定）で、それぞれ隣接する建物に配慮した外壁色が採用されております。 屋外広告物については、屋外広告物条例の規定を満たしており、また、壁面広告は使用する色を限定し、独立看板は集約化するなど、景観に配慮された計画となっております。</p> <p>3. 留意事項 なし</p> <p><参考図面等> ・街並み協議資料 P2 ～P6 全体鳥瞰パースと各方向からのパース P17 サイン計画配置図</p>		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各分会における検討経過及び内容

分会名：街並みづくり分会 課 名：百年の杜推進課

店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西 (A街区)								
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 緑化について杜の都の環境をつくる条例に基づき協議を行った。 なお、同条例に基づく緑化計画については平成 29 年 6 月 16 日に認定済みである。</p> <p>2. 検討内容 (1) 緑化計画面積、緑化率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>必要な緑化率</th> <th>緑化基準面積</th> <th>緑化計画面積 (緑化率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,628.00 m²</td> <td>14%</td> <td>3,727.92 m²</td> <td>3,932.91 m² (14.76%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 緑化内容 ・主に敷地周囲において中低木等による緑化が行われており、接道部において緑化が行われていることから、街並みや景観に対する配慮がある。</p> <p>3. 留意すべき事項 特になし。</p> <p><参考図面等> ・街並み協議資料 P39 緑化計画図</p>	敷地面積	必要な緑化率	緑化基準面積	緑化計画面積 (緑化率)	26,628.00 m ²	14%	3,727.92 m ²	3,932.91 m ² (14.76%)
敷地面積	必要な緑化率	緑化基準面積	緑化計画面積 (緑化率)						
26,628.00 m ²	14%	3,727.92 m ²	3,932.91 m ² (14.76%)						
分会の意見の有無	無し								
意見の内容									

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各分会における検討経過及び内容

分会名：街並みづくり分会

課 名：百年の杜推進課

店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西 (B 街区)								
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 緑化について杜の都の環境をつくる条例に基づき協議を行った。 なお、同条例に基づく緑化計画については平成 29 年 6 月 16 日に認定済みである。</p> <p>2. 検討内容 (1) 緑化計画面積、緑化率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>必要な緑化率</th> <th>緑化基準面積</th> <th>緑化計画面積 (緑化率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,175.00 m²</td> <td>14%</td> <td>1,424.50 m²</td> <td>1,498.91 m² (14.73%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 緑化内容 ・主に敷地周囲において中低木等による緑化が行われており、接道部において緑化が行われていることから、街並みや景観に対する配慮がある。</p> <p>3. 留意すべき事項 特になし。</p> <p><参考図面等> ・街並み協議資料 P26 緑化計画図</p>	敷地面積	必要な緑化率	緑化基準面積	緑化計画面積 (緑化率)	10,175.00 m ²	14%	1,424.50 m ²	1,498.91 m ² (14.73%)
敷地面積	必要な緑化率	緑化基準面積	緑化計画面積 (緑化率)						
10,175.00 m ²	14%	1,424.50 m ²	1,498.91 m ² (14.73%)						
分会の意見の有無	無し								
意見の内容									

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：総括部会	課 名：地域産業支援課
店舗名	(仮称) アクロスプラザ富沢西A・B街区		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 店舗計画全体について、「大規模小売店舗立地法」の趣旨に基づき、A街区は平成28年8月5日、B街区は平成28年9月1日にそれぞれ準備書の提出を受け、計画の準備段階より協議を行った。</p> <p>2. 検討内容 ①当該敷地に設ける出入口について、安全対策を施すよう、配慮を求めた。 ②届出内容について、周辺環境への影響が及ばないように、関係部局と協議し、配慮するよう求めた。</p> <p>3. 留意すべき事項 ①店舗繁忙期などには、交通誘導員を配置するとともに、道路に駐車待ち車両が発生するなど周辺環境に影響を及ぼす場合は、迅速かつ適切な対応を取り、安全な店舗運営に努めること。 ②当該地域周辺は、土地区画整理事業が進行中であり、今後の開発の動向に注視しながら、継続的に周辺環境に配慮すること。</p> <p><参考図面等> 建物配置図等 (A街区)：届出の添付書類 P.22 建物配置図等 (B街区)：届出の添付書類 P.25</p>		
部会の意見の有無	無し		
意見の内容			